

# 《訪問看護費・介護予防訪問看護費の報酬算定構造のイメージ》

## 訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	
		准看護師の場合	指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	特別地域訪問看護加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早朝のみ算定可) (〇〇単位)	×〇〇/100	〇〇単位を算定 〇〇単位を算定	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100  深夜の場合 +〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇単位	処置の難易度が非常に高い場合 +〇〇単位  処置の難易度が高い場合 +〇〇単位	死亡月につき在宅死の場合 +〇〇単位  在宅死以外の場合 +〇〇単位
	(2) 30分未満 (〇〇単位)							
	(3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)							
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)							
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早朝のみ算定可) (〇〇単位)	×〇〇/100	〇〇単位を算定 〇〇単位を算定	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100  深夜の場合 +〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇単位	処置の難易度が非常に高い場合 +〇〇単位  処置の難易度が高い場合 +〇〇単位	死亡月につき在宅死の場合 +〇〇単位  在宅死以外の場合 +〇〇単位
	(2) 30分未満 (〇〇単位)							
	(3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)							
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)							

----- : 特別地域訪問看護加算、ターミナルケア加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

## 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	
		准看護師の場合	指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特別地域訪問看護加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早朝のみ算定可) (〇〇単位)	×〇〇/100	〇〇単位を算定 〇〇単位を算定	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100  深夜の場合 +〇〇/100	+〇〇/100	1月につき +〇〇単位	処置の難易度が非常に高い場合 +〇〇単位  処置の難易度が高い場合 +〇〇単位
	(2) 30分未満 (〇〇単位)						
	(3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)						
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)						
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満(夜間・深夜・早朝のみ算定可) (〇〇単位)	×〇〇/100	〇〇単位を算定 〇〇単位を算定	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100  深夜の場合 +〇〇/100	+〇〇/100	1月につき +〇〇単位	処置の難易度が非常に高い場合 +〇〇単位  処置の難易度が高い場合 +〇〇単位
	(2) 30分未満 (〇〇単位)						
	(3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)						
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)						

----- : 特別地域訪問看護加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

## 《主な変更箇所》

- \* 20分未満の訪問(夜間・深夜・早朝のみ算定可)の時間区分を設定
- \* 訪問看護ステーションからの言語聴覚士の訪問に対する評価を行う
- \* 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問を2段階の時間区分に変更
- \* 緊急時訪問看護加算の見直し
- \* 特別管理加算を処置の難易度に応じた2段階の評価に変更
- \* ターミナルケア加算の見直し  
(「前月」訪問の算定要件の見直し、在宅死以外の場合の算定)